ハローワークから始まるお仕事探し・人材確保

月刊 ハローワークちばみなみ

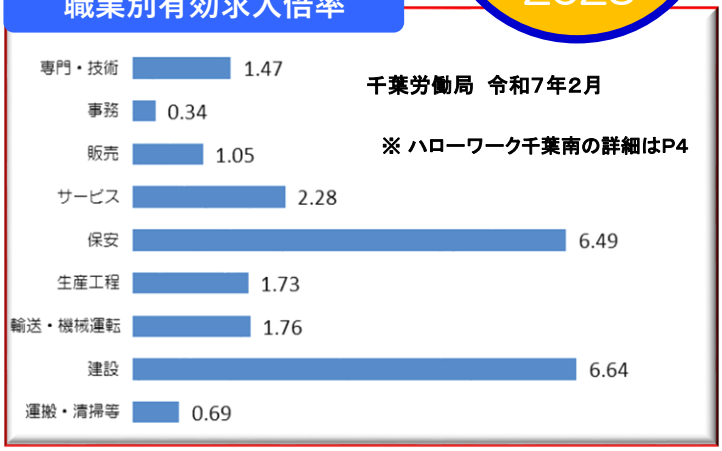
Hello Work Chibaminami information

4
2025

Contents

1　ユースエール認定企業のご紹介　P2
2　ユースエール認定制度について　P3
3　有効求人倍率、求人・求職の推移　P2
4　賃金情報（バランスシート）　P4

職業別有効求人倍率



ご　挨　拶

令和7年4月1日付けをもちまして、千葉南公共職業安定所長に就任した深堀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、千葉県内の令和7年2月の雇用情勢は、有効求人倍率が0.99倍と求人が求職を下回っており、持ち直しの動きに弱さがみられるところです。ハローワーク千葉南における令和7年2月の有効求人倍率は、1.11倍と求人が求職を上回っており、前年同月比で0.07ポイントの上昇、前月比でも0.01ポイント上昇しております。

各産業とも人手不足感が高まっておりますが、原材料費の高騰、円安、物価上昇等が雇用に与える影響は、引き続き留意する必要があります。

こうした状況下の中、令和7年度の重点施策として、リ・スキリングによる能力向上支援、成長分野への労働移動の円滑化等の推進を掲げ、特に人材確保が困難な企業に対し、求人条件の緩和や魅力ある求人の作成支援、事業所訪問等による情報収集などによる求人充足に向けたサービスを積極的に取り組んでまいります。

さらに、デジタル人材を育成するため、デジタル分野のハロートレーニングへの適切な受講を促し、再就職の実現を図るとともに、女性、高齢者、外国人、障害のある方、就職氷河期世代を含む中高年層、新卒などの若者、フリーター、生活困窮者、フリーランス等あらゆる人材がいきいきと働くことができるよう、就業環境の整備や就労支援等に管内自治体や関係機関と連携し、地域に密着して進めてまいります。

引き続きハローワーク千葉南で実施する各種取組へのご理解とご協力をお願いするとともに、皆様の益々の発展を祈念しご挨拶といたします。

令和7年度の新体制です。よろしくお願い申し上げます。

官　職	氏　名	官　職	氏　名
所　長	○　深堀　正俊	職業相談部門統括官	○　桜井　結加
次　長	○　吉野　亨	専門援助部門統括官	○　福地　敏行
庶務課長	倉上　佳代	求人・企画部門統括官	○　平野　薫
雇用保険課長	○　寶澤光佐子		

※　○印は、転入者です。

1 ユースエール認定企業のご紹介

千葉労働局では、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、東邦オート株式会社の認定を行いました。

ユースエール認定制度は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業が、都道府県労働局へ申請することにより認定を受けることができるものです。

認定を受けることで、様々な支援を受けることができます。

なお、認定を受けるためには認定基準を満たしている必要があります。詳しくは千葉労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。





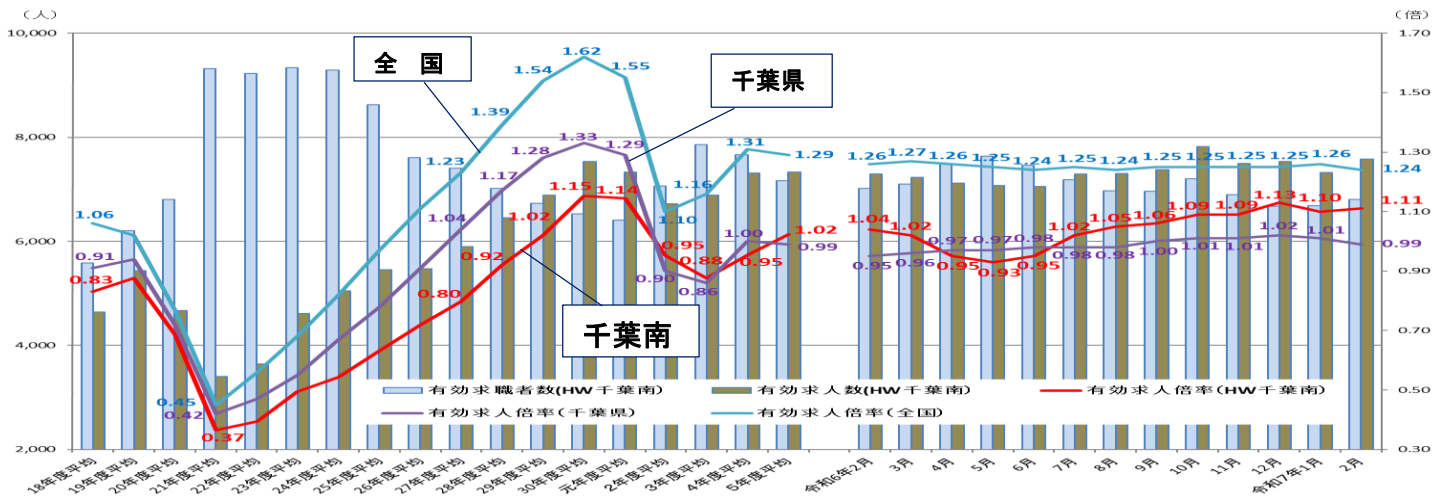
認定企業の紹介

認定企業名：東邦オート株式会社（千葉市美浜区）
認定日：令和７年２月21日
業種：自動車小売業
常時雇用労働者：171人（申請日時点）

主な認定基準		認定企業の実績
1	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※１）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※２）60時間以上の正社員が１人もいないこと	月平均所定外労働時間**14.3時間**、60時間以上の**該当者なし**
2	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数**10.1日**

（※１）所定外労働時間：就業規則等で定められた所定内労働時間を超えた労働時間
（※２）法定外労働時間：１週40時間、１日８時間を超えた労働時間

3 有効求人倍率、求人・求職の推移



（注）1. 月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれる。

■求人・求職の動向

ハローワーク千葉南の令和7年2月の有効求人数は前年同月比4.0%増加、有効求職者数は同3.1%減少しました。有効求人倍率は1.11倍で、前年同月比0.07ポイント上昇、前月比でも0.01ポイント上昇しました。新規求人数は前年同月比7.8%増加、新規求職者数は同1.0%減少しました。なお、全国の有効求人倍率は1.24倍、千葉県は0.99倍でした。

2 ユースエール認定制度について

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。詳細は以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
6	一部地方公共団体における優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。 詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001306877.pdf

4 賃金情報（バランスシート）

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南
2025年02月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
4,646	**4,171**	**1.11**	**307,786**	**232,854**	**237,572**	**職業計**	**2,299**	**2,617**	**0.88**	**1,436**	**1,262**	**1,166**
11	**29**	**0.38**	**350,144**	**268,528**	**294,000**	**A管理的職業従事者**	**0**	**4**	**－**	**0**	**0**	**5,000**
0	0	－	0	0	0	01管理的公務員	0	1	－	0	0	0
0	4	－	0	0	500,000	02法人・団体役員	0	0	－	0	0	0
8	16	0.50	383,525	281,371	250,000	03法人・団体管理職員	0	1	－	0	0	5,000
3	9	0.33	250,000	230,000	220,000	04その他の管理的職業従事者	0	2	－	0	0	0
902	**600**	**1.50**	**335,147**	**245,082**	**267,065**	**B専門的・技術的職業従事者**	**364**	**227**	**1.60**	**1,662**	**1,474**	**1,397**
2	8	0.25	250,000	250,000	300,000	05研究者	0	2	－	0	0	1,200
0	0	－	0	0	0	06農林水産技術者	0	2	－	0	0	0
22	22	1.00	395,598	251,157	296,000	07製造技術者（開発）	0	3	－	0	0	0
14	59	0.24	0	0	229,286	08製造技術者（開発を除く）	0	10	－	0	0	1,500
173	36	4.81	431,641	249,058	325,714	09建築・土木・測量技術者	3	9	0.33	1,319	1,174	1,350
39	94	0.41	0	0	302,222	10情報処理・通信技術者	0	18	－	0	0	1,800
9	3	3.00	250,563	213,603	0	11その他の技術者	3	3	1.00	1,200	1,200	1,076
8	6	1.33	374,000	303,000	350,000	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	4	9	0.44	0	0	2,200
173	80	2.16	319,663	258,943	292,500	13保健師，助産師，看護師	128	46	2.78	1,915	1,690	1,467
87	26	3.35	309,974	241,721	312,500	14医療技術者	39	7	5.57	1,954	1,621	1,500
32	26	1.23	247,250	191,350	242,000	15その他の保健医療従事者	8	7	1.14	1,417	1,283	1,275
314	99	3.17	298,346	238,163	231,875	16社会福祉専門職業従事者	136	64	2.13	1,348	1,236	1,230
0	1	－	0	0	0	17法務従事者	1	0	－	0	0	0
0	7	－	0	0	300,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	1	－	0	0	0
19	14	1.36	312,839	233,071	175,000	19教員	36	8	4.50	1,974	1,722	1,225
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
0	6	－	0	0	275,000	21著述家，記者，編集者	0	2	－	0	0	0
2	59	0.03	621,801	250,000	270,000	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	0	19	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
8	54	0.15	0	0	231,429	24その他の専門的職業従事者	6	17	0.35	1,707	1,457	1,232
329	**1,260**	**0.26**	**257,221**	**209,217**	**222,283**	**C事務従事者**	**182**	**703**	**0.26**	**1,296**	**1,183**	**1,106**
228	1,090	0.21	242,311	197,373	217,888	25一般事務従事者	110	615	0.18	1,315	1,200	1,094
29	71	0.41	275,549	225,876	258,333	26会計事務従事者	6	35	0.17	1,100	1,076	1,257
24	26	0.92	319,092	250,419	246,667	27生産関連事務従事者	12	17	0.71	0	0	1,200
14	47	0.30	219,000	197,500	263,333	28営業・販売事務従事者	2	8	0.25	0	0	0
0	0	－	0	0	0	29外勤事務従事者	1	0	－	0	0	0
34	6	5.67	345,750	253,083	0	30運輸・郵便事務従事者	9	3	3.00	1,200	1,080	0
0	20	－	0	0	200,000	31事務用機器操作の職業	42	25	1.68	1,251	1,118	1,200
243	**184**	**1.32**	**310,664**	**223,234**	**248,529**	**D販売従事者**	**51**	**107**	**0.48**	**1,169**	**1,121**	**1,067**
82	92	0.89	276,522	215,257	220,625	32商品販売従事者	50	96	0.52	1,169	1,121	1,078
3	2	1.50	250,000	200,000	0	33販売類似職業従事者	1	0	－	0	0	0
158	90	1.76	339,805	230,455	273,333	34営業職業従事者	0	11	－	0	0	1,030
601	**358**	**1.68**	**258,142**	**216,485**	**214,857**	**Eサービス職業従事者**	**907**	**300**	**3.02**	**1,512**	**1,231**	**1,161**
0	0	－	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	5	1	5.00	2,700	1,300	0
356	115	3.10	263,203	219,172	213,929	36介護サービス職業従事者	540	86	6.28	1,690	1,267	1,171
78	25	3.12	215,311	190,131	222,000	37保健医療サービス職業従事者	56	12	4.67	1,510	1,151	1,140
18	25	0.72	400,000	230,500	210,000	38生活衛生サービス職業従事者	20	11	1.82	1,157	1,114	1,500
35	74	0.47	268,236	221,778	206,667	39飲食物調理従事者	125	102	1.23	1,267	1,194	1,158
67	44	1.52	248,833	212,370	254,286	40接客・給仕職業従事者	92	37	2.49	1,226	1,108	1,182
3	23	0.13	226,300	226,300	205,000	41居住施設・ビル等管理人	0	16	－	0	0	1,104
44	52	0.85	269,806	227,395	198,000	42その他のサービス職業従事者	69	35	1.97	1,361	1,344	1,151
109	**37**	**2.95**	**244,910**	**207,780**	**197,500**	**F保安職業従事者**	**136**	**26**	**5.23**	**1,431**	**1,208**	**1,082**
0	0	－	0	0	0	43自衛官	0	0	－	0	0	0
0	1	－	0	0	0	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
109	36	3.03	244,910	207,780	197,500	45その他の保安職業従事者	136	26	5.23	1,431	1,208	1,082
11	**33**	**0.33**	**281,667**	**212,333**	**186,000**	**G農林漁業従事者**	**13**	**31**	**0.42**	**1,237**	**1,225**	**1,325**
11	33	0.33	281,667	212,333	186,000	46農業従事者	13	27	0.48	1,237	1,225	1,325
0	0	－	0	0	0	47林業従事者	0	3	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	1	－	0	0	0
733	**239**	**3.07**	**327,528**	**232,012**	**244,000**	**H生産工程従事者**	**66**	**58**	**1.14**	**1,271**	**1,135**	**1,170**
23	13	1.77	500,000	300,000	253,333	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	1	－	0	0	0
73	13	5.62	293,391	201,807	200,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	2	2	1.00	0	0	0
0	7	－	0	0	240,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	1	－	0	0	0
172	32	5.38	371,600	228,900	221,429	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	15	4	3.75	1,500	1,200	1,200
117	54	2.17	278,518	215,384	245,833	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	30	33	0.91	1,179	1,121	1,104
31	21	1.48	377,000	250,000	0	54機械組立従事者	2	3	0.67	1,300	1,100	0
224	38	5.89	317,241	247,744	271,429	55機械整備・修理従事者	12	4	3.00	1,419	1,161	0
37	6	6.17	333,610	258,304	0	56製品検査従事者（金属製品）	2	0	－	0	0	0
8	7	1.14	340,000	273,900	0	57製品検査従事者（金属製品を除く）	2	1	2.00	0	0	0
2	1	2.00	0	0	0	58機械検査従事者	0	1	－	0	0	0
46	47	0.98	342,400	213,000	240,000	59生産関連・生産類似作業従事者	1	8	0.13	0	0	1,350
495	**225**	**2.20**	**293,498**	**242,392**	**254,595**	**I輸送・機械運転従事者**	**187**	**73**	**2.56**	**1,285**	**1,190**	**1,097**
0	1	－	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	1	－	0	0	0
389	107	3.64	295,646	245,481	271,000	61自動車運転従事者	185	56	3.30	1,285	1,190	1,112
0	0	－	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
57	52	1.10	226,407	206,407	221,111	63その他の輸送従事者	0	3	－	0	0	0
49	65	0.75	333,033	252,189	251,250	64定置・建設機械運転従事者	2	13	0.15	0	0	1,033
848	**85**	**9.98**	**377,545**	**252,290**	**272,353**	**J建設・採掘従事者**	**23**	**17**	**1.35**	**1,428**	**1,142**	**1,500**
163	14	11.64	421,420	261,490	232,500	65建設躯体工事従事者	0	0	－	0	0	0
250	30	8.33	376,585	260,556	316,667	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	19	9	2.11	1,428	1,142	1,250
207	13	15.92	370,406	241,388	300,000	67電気工事従事者	0	3	－	0	0	0
227	28	8.11	366,891	250,351	250,000	68土木作業従事者	4	5	0.80	0	0	2,000
1	0	－	0	0	0	69採掘従事者	0	0	－	0	0	0
364	**488**	**0.75**	**278,853**	**229,300**	**215,000**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**370**	**595**	**0.62**	**1,214**	**1,180**	**1,115**
163	179	0.91	298,847	239,979	222,258	70運搬従事者	40	63	0.63	1,238	1,156	1,134
57	56	1.02	298,944	232,833	182,500	71清掃従事者	114	140	0.81	1,199	1,166	1,076
17	7	2.43	226,300	213,633	170,000	72包装従事者	58	19	3.05	1,088	1,088	0
127	246	0.52	251,493	216,655	212,500	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	158	373	0.42	1,236	1,207	1,145

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。
✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。